

平成23年度第1回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時 平成23年8月3日(水) 14:00～16:00
場所 北海道庁別館庁舎 10階 企業局会議室

1 開 会

- ・挨拶（北海道環境生活部長 山谷 吉宏）
- ・委員自己紹介

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 説明事項

- ① 北海道男女平等参画審議会の公開について
- ② 北海道男女平等参画審議会の所掌事項について
- ③ 男女平等参画に係る道の取組について

(3) 報告事項

- ① 平成22年度
北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
- ② 平成22年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について

(4) その他

3 閉 会

1 開会

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 皆様、こんにちは。今日は暑い中またお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成23年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、環境生活部くらし安全局くらし安全推進課で、男女平等参画を担当しております長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。本日は、議事に入るまで進行役をさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部長 山谷 吉宏 から、ご挨拶を申し上げます。

○山谷環境生活部長 皆様ご苦勞さまでございます。環境生活部長の山谷でございます。北海道男女平等参画審議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様には本審議会の委員を快くお引き受けをいただき、心から感謝を申し上げます。また、それぞれの立場から、道行政の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに改めて厚くお礼を申し上げます。

道におきましては、男女平等参画社会の実現に向け、平成13年3月、北海道男女平等参画推進条例を制定し、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議していただくため、同年7月にこの男女平等参画審議会を設置したところでございます。本審議会は、教育・雇用・企業経営・人権・自治といった男女平等参画に関わるそれぞれの分野の方々に委員をお願いしておりますが、加えて道において初めて委員の公募制を導入した審議会であり この度の開催に際しましては、本日ご出席の6名の方々に公募による委員のお願いをさせていただいたところであります。あわせまして15名の方々に、第6期の審議会の委員としてご活動いただくことになりました。これからの2年間、ご多忙とは存じますがどうぞよろしくお願いいいたします。

近年、少子高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化、単身世帯の増加と、様々な変化が生じており、地域コミュニティの機能の低下などが懸念されているところであります。そうした中で今回の東日本大震災があり、私は前職の時に再建のための支援対策本部の本部長を仰せつかっておりましたが、現地への職員派遣ですとか、被災された方々を北海道にお迎えをする、避難をさせていただいて安心して暮らしていただくというような業務を担当しておりました。その際に、避難された方々に何回かお会いをして、直接お話をお聞きする機会もございましたけれども、やはり北海道に来るにあたって、人と人との結びつき、支え合い、地域の方々に一生懸命助けていただいている、こうした人の絆というものを改めて強く心に刻みつけられたところでございます。男女がお互いを理解し、尊敬しあい、共に助け合い支え合ってしっかりと生きていく、まさにこのことは社会の基本であります。

道といたしましては、平成20年度に第2次北海道男女平等参画基本計画を策定し、男女平等参画の実現に向けた意識の改革や、家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進などの関連施策の推進に努めているところでございますが、委員の皆様には、この基本計画のいっそうの推進に向けまして、貴重なご意見ご提言をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

本日の審議会は第1回目の開催でございますので、審議会の所掌事項や男女平等参画に係る道の取組などを中心に皆様からご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

最後になりますが、委員の皆様には、本道における男女平等参画社会の実現に向けた取組はもとより、道行政各般の推進にあたりましてお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。ご挨拶といたします。よろしくお願いいいたします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） これからは座ってお話しさせていただきます。まず本日の出席状況についてですが、2名の委員が欠席されております。本日の審議会は、15名中13名の委員の出席をいただいておりますので、委員の2分の1以上の出席でございますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーといたしまして、男女平等参画を推進するために道庁内に設けています「北海道男女平等参画推進本部」の幹事も出席しておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは次に、配付資料の確認をさせていただきます。その後で、委員の皆様のご自己紹介、議事を進めたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） それでは、本日の配付資料につきましてご確認させていただきます。まず、皆様の机の上に、本日の配席図と事務局名簿を配付させていただきます。次に、資料についてですが、お手元の配付資料の一覧の資料1から9につきましては、7月26日に予め送付してお

りますが、その中の資料8につきましては、本日新たに配付させていただいております。お手元の資料につきまして、何かございましたら事務局にお尋ねいただきたいと思います。また、各資料につきましては、後ほど担当職員から説明をさせていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 資料がたくさんございます。資料の1～9まで、それから参考資料1～4を用意させていただいております。今説明をいたしましたが、議事進行の中で、資料がみあたらないようなことがございましたら、お手数ですが随時お知らせいただければと存じます。

それでは、本日は委員改選後 初めての第1回目の審議会でございますので、委員にご就任いただいた皆様方から、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。なお、本日は都合によりまして、多田絵理子委員、山田悦子委員は欠席されております。それでは、時間の都合もありますので、おひとり1分程度ということで、お名前、ご経歴等を含めまして、名簿の順ということで、赤坂和恵委員から一言ずつお願いします。よろしくお願い致します。

○赤坂委員 皆さんこんにちは。今回一般公募で選出されました赤坂と申します。恵庭の自宅でヤマハの音楽教室をやっております、よろしくお願い致します。

○柿田委員 社団法人北海道未来総合研究所の柿田と申します。普段は、官公庁や自治体における政策立案や計画策定、企業・団体における戦略立案や商品企画などには、住民等の意識やニーズ、業界や企業の実態・課題を的確に把握、分析することが必要ですので、アンケート調査等を実施し、集計分析、報告書の作成まで、効果的な情報収集と問題解決をサポートさせていただくといった業務等に携わっております。

この度は、私も勉強させていただきながら意見を述べさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○梶井委員 北海道武蔵女子短期大学の教員をしております梶井と申します。よろしくお願い致します。専門は社会学で、特に家族社会学を研究分野にしております関係から、家族を通して地域社会をみたり、子育て支援等を研究しております。昨今は、親が離婚した子どもの問題、それから若者の自立支援にも取り組んでいるところでございます。私の専門分野を通してお役に立てればと思っております。よろしくお願い致します。

○加藤委員 今回応募させていただきましました、紋別から来ました加藤と申します。よろしくお願い致します。仕事は、オホーツク産業開発協同組合で、地元の商品を全国に紹介させていただいたり、店舗の運営やイベントなどもさせていただいております。今回応募させていただいた動機は、道の広報広聴の委員をやらせていただいた中で、少し道政に興味を持ち、こういう委員もあるということを知ったので、応募させていただきましました。よろしくお願い致します。

○小林委員 こんにちは。函館から来ました小林と申します。一般公募で応募させていただきました。仕事は行政書士をしております。応募のきっかけは、私は国際的な奉仕団体である「ゾンタクラブ」に所属しておりまして、活動の中心が女性の地位の向上となっております。勉強させていただきたいと思って応募いたしました。よろしくお願い致します。

○崎広委員 北海道経営者協会という経営者の集まり、会社の集まっている団体から来ました崎広と申します。私は、今朝6時から息子の弁当をつくって、家族のご飯もつくるという生活をしております。よろしくお願い致します。

○佐藤（正）委員 北海道アルバイト情報社から参りました佐藤正啓と申します。よろしくお願い致します。私どもの会社は、北海道で40年間に亘り求人情報誌を作っている会社でございまして、人を採用したいと考えていらっしゃる企業などに対して、男女平等な採用を雇用担当者に働きかけていきたい、と考えております。よろしくお願い致します。

○佐藤（美）委員 旭川市総合政策部で男女共同参画を担当しております佐藤です。よろしくお願い致します。私は、市町村職員ということで（くらし安全推進課から）ご依頼がありましたので、お引き受けいたしました。私自身、4月の異動で男女共同参画の担当となりましたので、男女に関しましては一応勉強中という形でございます。旭川市でも、条例の制定や推進計画の策定などで啓発活動等を行っておりますけれども、男女共同参画に関してはまだまだ進んでいる状況ではありません。審議会の委員という機会をいただきましたので、少しでも役に立てればと思います。また、旭川市の施策にも活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○清水委員 北海道中学校長会から参りました清水と申します。札幌市立澄川中学校に勤務しております。

前期も2年間この審議会に所属しまして、勉強させていただきました。その時は、分野の広さ、政策の推進の難しさを実感いたしました。学校教育の範囲ですが、何とか活かしていけたらと思っております。また、前期は休むことも多く申し訳なかったと思いますが、今期は休むことなく全部出席して、少しでも貢献したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○永澤委員 函館市から来ました永澤と申します。よろしくお願いいたします。一般公募ということで、出席させていただいております。函館におきましては、男女共同参画の活動をしております函館市女性会議の、会長をさせていただいております。また北海道におきましては、北海道女性団体連絡協議会の常任理事として活動をさせていただいております。すこし宣伝になりますが、今年10月11、12日に函館市におきまして、北海道だけではなく東北6県を含めた1,000人規模の大会を開催しますが、その実行委員長も務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○早坂委員 こんにちは。私は早坂惇司と申します。現在、札幌市清田区に住んでおります。私は、ボランティアやモニターの仕事を、ボランティアの精神にのっとりた形でやっております。今も続いているのが、環境省の自然保護局から委嘱されております国立公園の指導員と、同じく国立公園のパークボランティアの会に所属しております。その会員として出席できる範囲で活動しています。あと、道民カレッジのモニターを発足以来17年ほど続けております。そういうことで、自分の資質の向上の一つになれば、また多くの友を得て学びあうということで、努力しているつもりでございます。それから、男女平等参画のことにつきまして、資料をいただきましてからいろいろ読んでみました。また(公募の際には)作文が課せられまして、特に私は作文を書くのに大変苦労いたしました。それは、テーマの頭に「男性」というような条件があったものですから、小論文という形で私はとらえまして、いかに与えられた字数でまとめるかということで、大分あちこち頭をひねった次第でございます。それから、元・北海道老人大学で生涯学習講座を担当させていただきました。まだまだ自分では満足とはいえず、皆様に大変ご迷惑をかけたのと、そのように思っております。今回、適切な発言やご意見を申し上げることができるかどうか、不安もございますが、勉強させていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山中委員 リンケージサービス株式会社の山中と申します。よろしくお願いいたします。当社は札幌に本社を構えておまして、コールセンター事業や人材派遣などの営業もさせていただいております。コールセンター業界というのは、札幌市内で非常に盛んに行われている業界で、札幌市内で2万数千人から3万人弱の就労者がいらっやいます。その多くは女性で、70%位が女性の業界ですので、出産ですとか、育児、介護、こういった分野で仕事との両立をいかに進めていくかということ、そのあたりをうまく両立できるような取組を社内でも進めております。行政と民間の企業が共に考えていける場として、少しでも勉強させていただいた中で、活用の方とさせていただければと思っております。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○吉村委員 皆さんこんにちは。私は美唄から参りました吉村俊子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は農業をしておまして、前任の(農業関係の)委員の方から「あなたが一番適任だから。男女平等参画については(農業分野が)一番遅れているから行って来て。」と言われてまして、応募させていただき、この場に來させていただきます。私が一番勉強しなければならないのは、農業における女性の立場ですが、以前と変わらず女性自身が能力を磨こうとしないというか、今のままで良いと思っております。男性側も女性にあまりこれ以上の負担をかけさせたくないと思っております。私達は、北海道女性農業者ネットワークという組織をつくってまして、その中でどのように活動していくかが課題です。北海道は広く農業者もたくさんおり、男性と同じくらい女性農業者もいるのですが、男性の陰に隠れて、ただの労働者として働いているという方がたくさんいます。北海道は広いので、札幌で研修があってもなかなか来られないのですが、それ以上に、研修を自分たちで企画するからお手伝いしませんかというのが一番難しいことです。今、女性農業者の中で一番困難だと思っております。その組織をつくってどうやって力をつけてくかということですので、この審議会の中で、私も一生懸命勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(長谷川男女平等参画担当課長) 皆様どうもありがとうございました。続きまして、私ども事務局を紹介させていただきます。

○平戸くらし安全局長 くらし安全局長の平戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(安田くらし安全推進課主幹) 主幹の安田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(讚岐くらし安全推進課主査) 男女平等参画グループの讚岐と申します。よろしくお願いいたします。

す。

○事務局（松本くらし安全推進課主査） 松本と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（山中くらし安全推進課主任） 山中と申します。皆様いろいろなご連絡等を差し上げた者です。今後ともいろいろ関わってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 今挨拶しました山中が担当いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入りますので、平戸局長に進行をお願いいたします。

2 議題

○平戸くらし安全局長 平戸でございます。私のほうで少し議事を進めさせていただきたいと思います。本日は、改選後初めての審議会ということでございまして、会長が選出されておられませんので、議題1の「会長及び副会長の選出」につきまして、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。

北海道男女平等参画推進条例第27条におきまして、「審議会に会長及び副会長を置く」、また「会長及び副会長は、委員が互選する」と規定されてございます。それで、選出の方法でございますけれども、委員の皆様から会長及び副会長の候補者を推薦していただいで選出したいのですが、いかがでしょうか。

はい、柿田委員。

○柿田委員 事務局から、何か案はございますでしょうか。

○平戸くらし安全局長 事務局の案ということでございましょうか。事務局のほうで何かありましたら。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） それでは、事務局の案ということで話がございましたので、提案をさせていただきます。会長には梶井祥子委員、副会長には佐藤正啓委員にお願いしたいと考えておりますので、ご検討の程よろしくお願いいたします。

○平戸くらし安全局長 ただ今、事務局から、会長を梶井祥子委員、副会長を佐藤正啓委員に、という提案がございましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言するものあり。）

ありがとうございます。それでは、会長は梶井委員にお願いし、また副会長は佐藤正啓委員ということで決定いたしました。それでは梶井会長、佐藤副会長、正面の席の方に移動をお願いいたします。

また、この後の進行につきましては、梶井会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは梶井会長、一言挨拶をお願いいたします。

○梶井会長 ただいま会長ということでご指名いただきました梶井でございます。よろしくお願いいたします。皆様と、それから佐藤副会長のお力を借りまして、2年間ではございますけれども、是非活発な会議になるようにということで進めさせていただきたいと思います。今年は3.11を経験いたしまして、地域社会の充実というものがさらに切実に感じられると思っております。その意味で、地域の共通した課題に男女が共に取り組むというのは、前提になると感じております。この委員会が、そのために少しでも役に立つような提案ができればと思っておりますので、皆様の活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤副会長 ただ今ご指名に預かりました佐藤と申します。先程の自己紹介でも申しましたけれども、この審議会では学ばせていただくことばかりで、本当に委員として貢献できているのかという思いもあるのですが、梶井会長また委員の皆様のお力を借りまして、男女平等参画に関わる方たちの期待に少しでも応えられるような審議会にできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） ありがとうございます。山谷部長におきましては、この後所用がございまして、大変申し訳ございませんが退席いたしますので、ご了承願います。

○山谷部長 それではどうぞよろしくお願いいたします。

○梶井会長 それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。皆様のお手元に議題の表紙があると思いますが、これに沿っていきたいと思います。議題の(1)が終わりましたので、(2)の説明事項ということで「北海道男女平等参画審議会の公開について」、それに引き続いて、「北海道男女平等参画審議会の所掌事項について」ということになっています。これは北海道男女平等参画審議会がどのような趣旨から、どのようなミッションを持っているのかということ、今日は第1回ということでご説明させていただきます。事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） それでは、議題(2)説明事項の①北海道男女平等参画審議会

の公開、それと②の北海道男女平等参画審議会の所掌事項について、一括してご説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、北海道男女平等参画審議会の審議内容の公開についてでございますが、お手元の資料の2をご覧ください。道におきましては、審議会の審議経過の透明性を確保する観点から、北海道情報公開条例に基づきまして、審議会の会議及び資料につきましては公開することとしてございます。資料2にございますとおり、北海道男女平等参画審議会の公開について、ということで、先程の条例にのっとりこの審議会につきましても公開することとしてございます。

資料の3をご覧くださいと思います。これにつきましては、多くの方々にこの審議会を傍聴していただきまして、その審議経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るために、傍聴の手続きや守るべき事項、そして会議の秩序の維持等につきまして、この資料3に定めてございます。ただし、公開することによりまして、公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等で、会長が認める場合につきましては、これを非公開とすることができることとしてございます。審議会の議事録につきましては、テープに録音された内容で、いったん各委員の皆様にご覧いただきその内容をお送りいたしますので、その内容をご確認いただいた後、道のホームページに公表することとしてございます。

次に、(2)の説明事項の「北海道男女平等参画審議会の所掌事項について」でございますが、これにつきましては資料4、お手元のピンク色の冊子をご覧ください。まず、113ページを開いてください。ここに、北海道男女平等参画推進条例とあります。この条例につきましては、下の方に書いてございますけれども、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する、としております。そしてその目的は、この後に書いてございますけれども、この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする、ということで条例の目的が掲げられてございます。

次は116ページをご覧ください。第4章北海道男女平等参画審議会の第24条におきまして、この審議会の所掌事項を定めてございます。まず、第1項の第1号に、知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること、としてございます。ちなみにこの規定によりまして、昨年度、当審議会におきまして、第2次北海道男女平等参画基本計画に関しまして、平成23年度の重点事項を決定していただいたところでございます。次に、第2号として、前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務、とございます。これにつきましては、1ページ前の115ページをご覧くださいと思います。115ページ、第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等の第1節基本計画の第8条第4項におきまして、知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない、と規定されています。この条例の規定に基づきまして、最初の計画の策定時の平成13年3月と、基本計画の改定時の平成19年度に、それぞれ審議会に諮問し、ご答申をいただいております。以上が、条例で定められた審議会の権限となっております。

恐れ入りますが、また116ページにお戻りいただき、第24条の第2項において、審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができるものと規定しております。これにより、審議会におきましては必要な場合について、知事に対して建議、この建議というのは意見を申し立てるということではございますが、建議ができることとなっております。これにつきましては、資料の5の年表、A3サイズ縦長の男女平等参画行政関係年表をご覧ください。男女平等参画行政に関わる国際的な動き、あるいは国の動き、それから北海道の動きを平成11年以降の年表にまとめたものでございます。その表の、平成15年度、右側の「北海道の動き」というところの、黒マルの2つ目をご覧くださいと思いますが、男女平等参画審議会「男女平等参画の状況に関する指標の設定について」ということで、先程説明しました建議を行っております。以上が、審議会の所掌事項の説明でございます。

次に、審議会の組織、構成について、ご説明申し上げます。先程のピンクの冊子に戻りまして、117ページをご覧ください。第25条、審議会は、委員15人以内で組織すると規定されてございまして、本審議会は、15人の方に委員をお願いしてございます。第2項につきましては、男女の割合も定めてあります。男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない、ということでございまして、今回、委員の改選がありましたけれども、前回と同様で、女性が6割の9名、男性が4割の6名と

いうことで構成してございます。次に、第26条でございますが、委員の任命に係る事項が規定されており、公募委員の総数を10分の4以内にと定められております。15人の10分の4は6名ということでございまして、さらにはできるだけ公募の方のご意見をお聞きしたいというようなこともございまして、今期も前期と同様に公募委員を6名ということで募集させていただきました。14名の方からの応募がございまして、最終的に、今日ここに出席いただいております6名の公募委員の方々をお願いしたところでございます。

次に、第27条におきまして会長、副会長の設置、第28条には会議の招集について、第29条には特別委員の設置、第30条には専門部会の設置、第31条には会長への委任について、それぞれ規定してございます。

以上が、条例に基づいた審議会の取り決めとなっております。以上でございます。

○ 梶井会長 ありがとうございます。まず、本審議会の公開についての原則についてご説明いただきましたけれど、この点についてはいかがでしょうか。よろしいですね。今は、公開が原則になっておりますので、これはそのまま原則にのっとってやっていただくということにしたいと思います。本会議の議論が、広く皆さんに周知されることは良いことだと思います。

次に、北海道男女平等参画審議会の所掌事項ということで、道政と当審議会の位置づけというか、関連性というか、そういうものも含めて権限などについてご説明がありましたけど、何かご質問はありますでしょうか。建議ということで、知事からの諮問に答えることもあり、また本審議会から男女平等参画を進めていく上で、特別こういうことが必要なのではないかという議論があれば、本審議会からも建議ということで提案ができるということでございますので、その辺も含めてご理解いただけたかと思います。

何かご質問はございますか、よろしいですか。

それでは今日は説明事項が多いので、次の説明事項「男女平等参画に係る道の取組について」、引き続きお願いいたします。

○ 事務局（讀岐くらし安全推進課主査） それでは、説明事項の③の「男女平等参画に係る道の取組について」説明をさせていただきます。使う資料は、お手元のピンクの冊子とA3の縦長の資料5で、こちらに基づいて説明をさせていただきます。まず資料5をご覧ください。座って説明をさせていただきます。

先程も少し説明をさせていただきましたが、この年表の見方ですが、左側から順に、国際的な動き、国の動き、北海道の動きとして、平成11年から年次別に整理している表でございます。流れとしましては、まず世界の動きがあり、世界の影響を受けまして国の取組が進み、国の動き、それに合わせながら、北海道の取組を進めてきているというかたちになっています。

それでは、最近の主な動きについて説明いたします。国の主な動きとしましては、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されまして、翌年の平成12年に、男女共同参画基本計画が策定されております。その後、平成17年に第2次男女共同参画基本計画、平成22年、去年ですが、第3次男女共同参画基本計画が策定されております。この第3次基本計画においては、長期的な政策の方向性は平成32年度まで、具体的な施策については平成27年度まで示されております。次に、右側の北海道の動きについて説明いたします。国の男女共同参画基本法の施行を受けまして、北海道においては、平成13年4月に、北海道男女平等参画推進条例を制定しております。翌年の平成14年には、計画の期間を平成19年度までとする北海道男女平等参画基本計画を策定し、さらに平成20年3月には、計画期間を平成29年度までとする第2次の北海道男女平等参画基本計画を策定したところでございます。また、平成13年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されたことから、平成16年には国の基本方針が示され、これに基づきまして、北海道におきまして平成18年に、北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を策定しております。平成21年度には、計画期間を平成25年度までとする第2次の北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画を策定しております。

続きまして、道の組織について説明をさせていただきます。年表では、平成13年の北海道の欄の一番下になりますが、平成13年4月に、女性室から男女平等参画推進室に組織を変えております。続きまして、平成18年の4月、これは黒マルの一番下の部分になりますが、機構改正により生活局参事に、平成22年4月には現在のくらし安全局くらし安全推進課男女平等参画グループというかたちに組織が変わってきております。

このほかの道の主な取組につきましては、条例に沿って説明をさせていただきますので、先程のピンク色の冊子をご覧ください。

115ページをご覧ください。第9条において、道が設置する附属機関、いわゆる審議会等における男女平等参画の推進を規定しております。第2次北海道男女平等参画基本計画では、平成29年度末までに女性委員の登用率を40%とすることを目標としております。また、審議会委員の委嘱にあたっては、委員候補者について、男女平等参画担当課長へ事前に協議をすることを義務づけておまして、女性委員の積極的な登用について全庁的な働きかけを行っているところでございます。平成23年4月1日現在における女性委員の登用率は、32.9%。目標が40%ですので、今後とも引き続き、女性委員の登用に努めていくこととしています。

続きまして、同じく115ページの下、第14条の第2項をご覧ください。ここでは、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設の設置について、規定をしております。道では、かでの2・7にある道立女性プラザを拠点施設として設置しております。当施設の管理につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しまして、現在、財団法人北海道女性協会に施設の管理を委託しているところでございます。

続きまして、116ページの第15条をご覧ください。道が整備すべき推進体制について規定しております。基本計画に基づく施策を推進する道の体制といたしまして、知事を本部長とし、副知事、教育長、警察本部長を副本部長とする北海道男女平等参画推進本部を設置をしております。構成については、各部署の部長を本部員として、各部署の企画担当課長等を幹事に指定しております。幅広い分野にわたる施策の推進体制により、施策の効果的な展開を図っているかたちになっております。

116ページの第18条においては道民からの申出について規定しております。私ども男女平等参画グループと14の総合振興局・振興局の環境生活課において、道民からの申出を受け付ける窓口を設けております。道民の方々からの問い合わせや相談、苦情、要望、意見などについて対応をしております。

続きまして、第3章において北海道男女平等参画苦情処理委員制度について定めております。平成13年10月からこの制度を設置しており、現在は、弁護士の方1名、人権擁護委員の方1名、合わせて2名に委員を委嘱しております。第18条の道民等からの申出及び第20条の苦情等の申出に係る昨年度の状況につきましては、後ほど、報告事項のところでご説明をさせていただきます。

以上、男女平等参画に係る道の取組について、ご説明をさせていただきました。

○ **梶井会長** ありがとうございます。道の取組ということで今ご説明いただきましたけれども、皆様からご質問があれば承りたいと思います。

女性委員の数値目標として40%ということで、数字が一番わかりやすいのでここから質問しますが、今のところ32.9%というご説明がありましたけれども、職員はいかがなんでしょうか。道の職員は、どの位の男女比になりますか。

○ **事務局（長谷川男女平等参画担当課長）** 道の女性職員の比率は高くありませんで、管理職でいいますと、今年の4月1日現在で、教員を含まず本庁課長相当職以上では2.1%です。

○ **梶井会長** 2.1%ですか。行政にも女性が少ない、政治はさら少ないですね。

○ **事務局（長谷川男女平等参画担当課長）** 他の県に比べますと、道職員は転勤があるのではないかと思います。やはり広域で動くということになりますと、いろいろ難しい面があります。他の県の場合、家も職場も動かないで30年40年お勤めできるとなると、そこで安心して暮らせるのだと思います。

○ **梶井会長** 道も広いですから、男性の職員の方も随分と転勤されて広く渡るといって、なかなか家庭と両立するところが難しいところがあるのかもしれないですね。清水委員、学校では女性の教員は増えているのでしょうか。

○ **清水委員** 学校では女性教員が増えていますが、まだまだ少ないです。札幌は、他の地域よりは少し多いかもしれませんが、札幌市の方はわかりませんが、道の方については、以前見た資料では、47都道府県で、校長・教頭の女性管理職が25%以上の県が8県あるそうで、10%未満の県も8県。北海道はもちろん上位8県に入っておらず、ワースト2の46番目だそうです。札幌はもう少し多いと思いますが、それでも10%はいきません。中学校では、女性管理職は5名ですね、97分の5。小学校では、もう少しいると思いますが、そこまでは調べてきていませんでした。

○ **梶井会長** 北海道がどのような分野でどれくらい進んでいるのか、皆さんからお聞きしたいのですが。ご関心がある分野でご質問があれば、何でもおっしゃっていただければと思います。

企業のほうはどうでしょうか。

○佐藤副会長 先程お話があった男女比は随分改善しているところもあると聞いておりますが、山中委員の業界は女性が7割位ということでしたよね。当然管理職も随分と増えているのでしょうか。

○山中委員 そうですね。今回の人事で、課長職で2名ほど女性が増えました。末端で電話を取るオペレーターでは、女性がかかなり活躍できるのですが、役職を持ってしまうとクライアント企業との折衝や資料作成などで夜遅くなるということがありますので、家庭との両立もしくは子育てとの両立が難しくなってきます。独身女性は昇進していくのですが、家庭を持っていると、どうしても出産するというリスクがあり、出世しにくいという動きがあると思います。

○佐藤副会長 私どもの会社も、全道で求人誌を出しているので事業所が各地にあります。課長職は異動がかかなり多いです。所長が課長になるものですから、どうしても数が減っているのが現状です。ただ、比較的本社にずっと勤務する部署の人間もおりまして、その中では、部長職が今、全社で4名のうち2名が女性ということで、随分力を発揮してくれている方も多いいと思います。しかし、今も山中委員のお話しにもありましたとおり、部長職は2名ですけれども、それ以外の課長職、所長職になると1名2名という具合になってしまうので、ここがなかなか難しいところではないかと考えながら、今実感して聞いておりました。

○梶井会長 ありがとうございます。実は私も、この男女共同参画社会基本法ができる前からこういう分野に関わっていて、男女共同参画社会基本法ができた時に、これは時限立法だと思っていたのです。だから、1999年に法律ができて、多分10年か20年くらいたてば本当に男女平等参画社会になって、この法律自体が消滅すると思っていたのです。しかし、振り返ってみますと、意外とその当時に出されていた課題がまだなかなか解決しきれず、時限立法どころか、まだまだこの法律を活用しながら検討していかなければいけないことが多いのだなと思っています。その意味で、各分野の皆様から状況をお聞きする時間を持ちました。あとほかに、道の取組についてのご質問はよろしいでしょうか。

それでは、言い残されたところがありましたら、その他のところで承るということで、次の説明事項に入りたいと思います。

次は、(3)の報告事項、「平成22年度北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について」ということで、報告をお願いいたします。

○事務局（松本くらし安全推進課主査） 報告事項の①と②について、説明いたします。資料につきましては、資料6から9まで4つございます。

まず、条例第18条と第20条に基づきます申出について、ご報告いたします。

報告の前に、18条の知事への申出と20条の苦情処理委員への申出の違いについて、説明いたします。資料6、知事への申出と男女平等参画苦情処理委員制度の比較について、ご覧ください。資料は、18条と20条の申出について、申出の対象、申出の方法、処理方法などを比較したものがついております。それから裏面2ページ目には、具体的な処理事例が記載されております。前に戻りまして、知事への申出とは、道民などから苦情等の申出を受け付け、知事がその内容を聞いて「適切な対応機関に紹介」する、いわば振り分けるということ。例えば、相談機関ですとか調停制度の窓口などの機関に振り分けるという機能を持っております。それに対しまして、苦情処理委員制度については、そういう対応機関に申出を振り分けるだけではなくて、男女平等参画に専門な知識を有する委員が「適切な助言」を行うことができる制度であります。また、男女平等参画苦情処理委員は、男女平等参画に係る道の施策を対象として、明確な適否の判断は行いませんが、道の機関に対して当該施策について参考となる委員個人の助言を述べることによって、道の機関の自主的な改善を図っていくものとしております。さらに、苦情処理委員は、男女平等参画を阻害する事案について、申出に適切な助言を行う相談機能も有しております。苦情処理委員に対する申出は、18条の知事に対する申出とは独立したもので、第三者機関として、道民とか事業者から直接申出を受けるものとされております。

続きまして、第18条に基づく、平成22年度における道民などから知事への申出の受付状況について報告します。資料7をご覧ください。平成22年4月1日から23年3月31日までの1年間、環境生活部くらし安全推進課、及び14の総合振興局・振興局の環境生活課で受け付けた件数でございます。総数では688件となっております。前年度に比べて45件増加しております。

688件の申出の内容の項目別件数につきましては、資料の裏面をご覧ください。申出の内容のコード別受付件数の3家庭の欄の中に、34番の夫・パートナーからの暴力についての申出件数があります。21年度の540件に対しまして、22年度は590件となっております。50件増加しております。前のペ

ージに戻りまして、夫・パートナーからの暴力の申出件数が全体の85.7%を占めております。この背景を説明しますと、道民等からの申出の受付を開始したのが平成13年度でございまして、その窓口である環境生活部くらし安全推進課、14の総合振興局・振興局のそれぞれの部署が、平成14年度から配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能もあわせ持ったということによりまして、本格的なDV相談に対応してきたことにもよるわけであり、夫・パートナーからの暴力の申出件数が多いのは、当然の結果と考えております。受理した申出につきましては、関係機関と連携しながら、より適切な相談機関を紹介するなど、対応を行っているところでございます。

続きまして、資料8の苦情処理委員活動状況報告書をご覧ください。1ページ目には、委員名簿が掲載されております。人権擁護委員で弁護士の高橋剛（つよし）さん、それから弁護士の成田教子（のりこ）さん、この2人の委員を任命しまして、活動いただいているところでございます。

2ページの活動状況についてですが、平成22年度の申出件数は1件でございます。制度開始から14年間の申出件数の累計は14件ということで少ない状況になっております。この背景としましては、関係機関や民間団体の相談機能の充実、例えば警察、法務局、北海道労働局等への相談、それから民間シェルターのDV相談とか、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターなどの家庭生活上の悩み事相談といった、それぞれの相談機関が充実してきて、様々な相談に対応できる環境が整いつつあることも考えられるのではないかと考えております。

一方、18条による知事への申出件数が、先程説明したとおり平成22年度は688件と毎年増加しておりますので、この苦情処理委員制度の利用について潜在的な需要はあるのではないかと考えております。申出の中には、この制度により専門的な見地から助言をいただいた方がよい例も見受けられますことから、事例に応じて本制度の紹介を行っております。苦情処理委員への申出につきましては、平成19年7月からインターネット上でも行えるようになっております。知事への申出が電話などでもできるのに対しまして、この苦情処理委員への申出につきましては、氏名や住所の記載が必要であるということで文書によることとしておりまして、それで申出にためらいを感じている人もいるのでないかと考えております。個人情報について十分に注意していることを含めまして、今後ともこの制度の趣旨がより一層理解されるように、周知に努めていきたいと考えております。

6ページには、平成22年度に苦情処理委員に対して申出がありました、1件の処理状況を示しております。これは、インターネットを利用しての申出でございます。内容につきましては、夫婦とも教員で、産休中の妻からの申出です。自分は平成24年4月から職場復帰いたします。にもかかわらず、B校に勤務している夫は、今年4月に、妻の勤務校よりはるかに遠いC校へ異動される予定である。C校勤務になれば、夫と別居生活となり、夫婦での子育ての協力体制が築けないので、自分の勤務校の所在地から通勤できる学校にしてほしい、という内容でございます。これに対しまして、苦情処理委員は申出人に対しまして、申出の内容を確認した上で、異動対象者である夫と連れ添って北海道人事委員会に相談されてはどうか、という助言を行っております。苦情処理委員の活動報告につきましては、以上でございます。

次に、報告事項②平成22年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について、資料9をご覧ください。まず1番目の、配偶者からの暴力に関する相談についてです。北海道の配偶者暴力相談支援センターは、道内に19か所ございます。これらの相談件数は、平成22年度において3,125件で、前年度に比べ0.5%増加しており、依然として多い状況でございます。支援センター以外の状況については、図2から2ページの図5までのグラフを参照していただきたいと思います。3ページの図6は、図1から図5までの相談機関の合計相談件数です。平成22年度は9,691件と前年度に比べて2%程度減少したところですが、平成19年に配偶者暴力防止法が改正されまして、このことにより配偶者暴力への認識が高まりましたことから、潜在化している被害はまだまだあると思っており、実態としては減っていないと受けてとめております。

3ページの下段には、一時保護の状況について記載しております。道内における、配偶者から暴力を受けた被害者の一時保護についてですが、道立女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設の、合わせて12か所で行っております。平成22年度は296件となっております。過去5年間で微増ではございますが一番多い状況となっております。それから、4ページの道内の保護命令事件の処理件数について、暦年のデータですが、平成22年は118件でございまして、法施行後の累計でいきますと1,136件となっております。また、命令に違反して検挙された者の数は、28件となっております。

最後ですが、配偶者による暴力事件についてです。配偶者による殺人、傷害、暴行などの事件の検挙件

数は、表1のとおりです。参考として、（10年前、法律制定前の）平成12年の件数と比較してのとおり急増しております。平成22年につきましては、下段の合計欄のうち配偶者101件となっているうち、夫による妻への暴行は95件となっております。ですので、配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどは女性であるということでございます。

以上で、報告を終わります。

○梶井会長 ありがとうございます。報告事項の①②併せてご報告いただきましたけれども、今のご報告についてご質問、またはご意見などありますか。

○崎広委員 先程の2番目の報告の「配偶者暴力被害に関する北海道の状況について」というのは、実は送付いただいた資料の中で、読んで一番違和感を覚えた資料です。なぜかというと、日本にあっては、DV防止が男女平等参画拡大への本流ではないような気がするのです。というのは、世界女性会議行動綱領の中で、女性に対する暴力防止について書いてありますが、私は何年前か前に、亡命アフガニスタン人のカーレド・ホッセイニさんが書いた「千の輝く太陽」という本を読んで、アフガニスタンの女性のおかれている状況を知って、こういう過酷な、いわゆる文化として女性をそのような扱いをするというような文化がある国を念頭において世界女性会議行動書綱領を定めたのではないのかな、という読み方をしました。ですから、このDV防止の取組を否定する訳ではありませんが、日本国内で取り上げようとするのは男女共同参画の場面ではないと思います。先程どなたかが述べていた、もっと職場の各分野での活躍とかを取り上げたらいい。DVはむしろ女性の個人的人権に関わるころの問題で、男女平等参画はもちろんそうですが、むしろこの問題というのは個人の基本的人権の尊厳に関わる問題。だから、取り扱うことにはいっこうに否定はしませんし、これからも続けていくべきことと思いますが、このことをクローズアップして、これからのいろいろな行動を進めていくということは、日本にあっては必ずしも男女平等参画につながっていくとは思えません。もっとポジティブアクションに踏み込んでいくことが、そして底流にこういう問題もあるということをお忘れでないということが大事であり、DVだけの問題を今回のようにクローズアップされると、読んで一番違和感を持ったのはそういうところ。これは基本的人権に関わる問題だから、女性の問題であることは否定しませんが、暴力は男性女性に関わらない、人権に関わる問題です。そういうことなので、男女平等参画を進めていく上でのひとつの課題ではありますが、むしろ今後の取組を強化するのであれば、女性のポジティブアクションについて、具体的な取組を進めていただけたらと思います。

○梶井会長 はい、ありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。今のことについて、皆さん、いかがでしょうか。

○山中委員 今、崎広委員がおっしゃられたことにはすごく共感を覚えるところがあります。男性は圧倒的に力が強いので、暴力をふるった時に女性に怪我をさせたり、もしくは命に関わることもあると思いますが、女性からの暴力というのも家庭内では多々発生しやすいと思います。鍋を投げられたり、洗濯物を別々に洗われるなど。これはものすごいモラルハラスメント、家庭内のハラスメント的な暴力で、女性の方がものすごくねちっこくて男の心を傷つけるというのがあると思います。でも男にはそういったことを申し出る場所はないのです。女性は殴られたという物的証拠があるから訴えられますが、男性は子どもに触らせてもらえないとか、洗濯物を別々に洗われたとか、そんなことで訴えられない。そういうことはどこにも現れていないので、（もっぱら女性が家庭で）暴力を受けているのではないかと思われています。男女平等参画とは本流が外れるとは思いますが、男女平等というのであれば、DVに関しては平等性が無いというのが個人的な感想としてはあります。女性を過剰に保護しているという気持ちは多少あります。

○梶井会長 草食系男子、肉食系女子といわれるような時代でございますから、男性の方の保護もこれから積極的に考えていかなくはいけないかもしれませんが、しかし現状としては、一向に家庭内での暴力が減ってはいないということは確かでございますし、本流か支流かというお話しがありましたが、考えようによっては、そもそも基本的に人権すら男女平等になっていないので、なおかつそれに加えて男女平等を議論しても、根底のところ解決されていない、というご意見もあろうかと思いますが、両論並立というところで、結論を出すというところでもございませぬので、様々なご意見をいただければと思います。ほかにご意見、ご質問はありますか。

○赤坂委員 配偶者暴力ということは、子どもの方にも通じてくると思います。子どもが児童相談所などに保護されましたら、学校に通うことができないと思いますので、そういういろいろな方面にDVの問題は波及していくということからすると、崎広委員の意見に私も似たようなところがあると思います。男女

平等参画というよりも、子どもの福祉の面などに波及してしまって、男女平等参画という議論とはちょっと外れている部分が多いと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。ほかにご意見はいかがですか。例えば、苦情の申出が1件ありまして、それは働き方の問題として出ておりましたけれども、このような問題を改善していくことは、男女平等参画の進む取組として、崎広委員も本流という感じでしょうか。

○崎広委員 まさに女性の職域を拡大する取組、職域を考えなければいけないと思います。1年や2年の問題ではなく、取組を代々引き継いで、そういうところを道政の仕組みとして進めていただきたい。今、データを持っていませんが、職場の中で辞めずに勤める女性も、各職場で増えてきていると思います。昔は、女性の就労数は完全にM字型でした。しかし、今はM字のMの真ん中の引っ込んでいるところがだいぶ増えてきています。一般論ですが、今までは女性が結婚して退職したら次の女性がまた採用されるということで、若い方の就労の機会が多かったと思いますが、実は今、若い女性の就職が厳しいです。なぜかという、先輩が辞めないこともあり、この動きがもう10年もしてくると、今度はずっといた人が定年を迎えます。昔は、日本にはそういう仕組みがありませんでした。男は、定年があって辞めていくので毎年一定数の人の採用がありましたが、女性の場合は定年で辞めていくことが無かった。今これからまさに男性と同じように、女性も就職して定年を迎えて退職していくという数の割合では、そういうところ（女性の就労）を厚くしていくことが大事ではないかと、そういうための動きが今日本の中では本流ではないかと思っています。

○梶井会長 わかりました、ありがとうございます。赤坂委員や山中委員も、男女平等参画審議会でもっと重点的に話し合うべき本流としては、ポジティブアクションのようなところだというご意見であったと思います。実は、こういう皆さんのご意見が、次回からの施策の重点事項を決める時に一つの布石になると思いますので、皆様には今までの取組をみながらご意見を承って、次につなげていきたいと思っています。今期の審議会は今期の審議会でございますので、今期の審議会の様式で進めていきたいと思っています。実は私は2期目でございます。前期の委員の方々にはDV被害に関する数字を見て大変ショックを受けられて、ここをもっとしっかりしていかなければいけないと、話が盛り上がりました。今期は別の方向性でいきそうに興味がございますが、いろいろな観点があると思いますので、慎重に進めていきたいと思えます。ほかによろしいでしょうか。

○山中委員 苦情処理の状況でお伺いしたいのですが、夫婦共働きで学校の教員をされていて、子どもがいるので、ご主人が転勤になり奥さんの職場から離れると困るため一緒に働ける場所にしてほしいということ、北海道人事委員会に相談した場合、その人事命令が覆されるようなものなのでしょうか。

○清水委員 これを見て私も疑問に思ったのが、結果がどうなったのかということです。これが覆されるのであれば困ったことだと、個人的には思います。ただ、ここでは細かいことはわかりません、遠いといっても何十km離れているのか。札幌では20km離れた場合、札幌の中心街を通過して20km通勤することは非常に負担です。ただ地方に行きましたら、20kmは時速60kmで自動車で行くと20分です。今の私の通勤時間より短いです。ですから、そういう諸条件をきちんと見てみないとわからないです。でも、このような要望に対して門前払いができないだろうなというふうに思います。

○山中委員 一般企業でこのようなことを言うとクビです。これを訴えてきているということが考えられません。男女平等参画ですから、男女別に転勤で単身赴任でもそれぞれ平等にやりなさいという感覚ですし、私の妻が単身赴任になっても当たり前だと思っていますし、妻もそれが当たり前だと思っています。仮に子どもができて何とかなる方法を考えると思います。ちょっと私の感覚とは全然違うので。

○梶井会長 比較的厳しいご意見が出ておりますが。

○小林委員 でも本当に、女性の方にも問題があるということは、私たちもすごく感じる場所があります。今まであまりにも庇護されてきすぎたというか、職場で例えば「上級職にならないか」と言われた時に、「私はここでいいです」と断る人が多いと聞きます。ゾンタクラブで集まった時の話で、他県の方で助役をされた方からの話ですが、(自分の会社に)有望な女性がいて「どんどん上がってほしい」と言ったら、「いや私はもういいです」というふうに断られたそうです。ですから、上にあがる意欲が女性に少なすぎるといった意見がありまして、それが今、山中委員がおっしゃったことと少し結びつくと思ひまして、そういう意識改革も女性には必要だと思っています。

○清水委員 先程の苦情処理の件で、例えば地方に行きますと、へき地ということでへき地手当が支給されるので、へき地を異動している先生については、ある程度へき地という条件を承諾してくれます。です

から、都市部や比較的へき地手当がつかない所を異動している先生には、都市部ばかりではなくへき地へ行きなさいというような、全体としてのバランスを取っているという状況もあると思います。ですから、この状況で旦那さんが、あるいは奥さんがこれまでどのような経緯があるのか、また、教頭や校長以外は1回勤務した学校には行けないので、そういう中で限られた校数での人事は難しくいろいろな状況があるので、この文面だけでは判断できないと思います。ただ言えることは、こういう無理を通していたら、その時はいいかもしれませんが、やはり職場内の、周りの不平等感が増して行って、決して良くはないと思います。最初は、「小さいお子さんがいるからしょうがないね」という理解を示しても、これが何回か重なりますと、「いい加減にしろよ」と表には出さないまでもそういう感情は沸いてくると思います。ですから、なかなか難しい問題だと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。永澤委員は、函館の状況はいかがでしょうか。

○永澤委員 今までのお話が、自分と重なっています。私は夫と同じ職場におりまして、最初、夫が異動になりましたが、親の介護の関係があつて相談をしたら、元の位置にそのままということになりました。次の年になりましたら、私に異動命令が出ましたが、子育ての関係があつたので、そのまま職場を去ったという経緯があつたので、「ああ似たようなケースはどこにでもあるんだな」と思いながら、聞いていました。でも結果的に、個々の家庭のものの考え方もありますから、私はひとつの職を退いて、そしてまた似たような形の職場に再就職をしながら子育てをしたという経緯がありますので、何がなんでもそこにしがみつかなければいけないのか、という気持ちはあります。ですから、とにかくひとつの職についたら最後までそこにいたいという気持ちはわかりますが、やはりどこかにしわ寄せが出てくるものですから、どこかで自分たちがちょっと引いて、考えも新たにしていくことも必要なのではないかと思います。その職場につきましては、男女雇用機会均等法ができてから、古い女性たちは一斉に異動させられました。同じ函館に同期がもう一人いまして、彼女も子育てしながら勤めていましたが、辞める時に言われた言葉がとっても腹立たしい言葉で「あんたが辞めたおかげで3人雇うことができる」と。辞めてからなぜそのように言われるのだろうという気持ちがあつたものですから、男女平等参画についてはとっても強く活動したいと思い、一つのきっかけになりました。

○梶井会長 時期的にひとつの転機だと思いますけれども、女性のどこまでが保護で、どこまでが権利で、そこに男女の公正さというものを詰め込むと、なかなかバランスが難しく、それぞれの立場でも考え方がいろいろあると思います。もしかしたら、今期の委員会では、その辺のところもかなり踏み込んで議論になるのではないかと感じております。

旭川はいかがでしょうか。

○佐藤(美)委員 旭川市は、DVは男女の担当ではなくて、子育て支援部というところがやっています。ですので、私の立場でいうと、男女平等参画、旭川市は共同参画というのですが、主に啓発を行っております。先程、会長が（男女共同参画社会基本法は）時限立法だと思ったというお話でしたが、男女共同参画は意識改革ということが啓発の主な仕事であつて、強制力をもって会社では男女比を何%にしなければならぬとか、男性が育児休業を取得しなければならぬとか、そういう強制的なものがあれば時限立法になると思いますが、皆さんの意識を変えるというか、特に高齢の方はなかなか意識を変えることが難しいので、それを地道にやっていくのが男女平等参画の今の仕事だと思っています。ただ、今の若い人たちはそういう気持ちもだんだん無くなっているもので、もう少ししたらまた変わってくるのではないかと、少し期待を持っているところです。

○梶井会長 ありがとうございます。美唄の吉村委員はいかがでしょうか。

○吉村委員 先ほど話が出ましたDVについて、私もはじめは関心があまりなかったのですが、こういう言葉を聞くようになって、いただいた資料のDVのデータを見たのですが、春先の3月4月の相談件数が多く、これもやはり異動がらみで、きっと人々の心が穏やかでなくなる時期ではないかと思いました。DVの問題は、道庁の組織に分類したときに、男女平等参画に入ってきたのだと思います。安全な暮らしにも関わるし、男女平等参画にも関わるので、現在ここに分類して、ここで話し合うことになったことと思います。最近だんだん人となることが難しくなり、いろいろな人がいることに気づかず自分の主張ばかり言うようになってしまい、今は男女平等参画の時代だということを振りかざしているやっかいな人たちも出てくるし、それをよくわかっていない社会に出ていない主婦のような、自分たちみたいな人間が出てくるかもしれないので、それをおさえるには、その組織の中に入って、いろいろな人がいて、いろいろな考えがあるということをもっと学ぶことが大事なことで、私はいつも思っています。今、農村の女性

もその意識がすごく足りず、農協の女性部もほとんど人が減ってしまい、「女性部に入らなくても遊びに自由に行けるからいいわ」と皆さん言うのですが、女性部は遊ぶところではなく、女性の職業人としてのステップアップをするための組織なので、そこで勉強しなくても良いですかと問いかけてみますが、そこで勉強が必要だという声は挙がってこないのです。ですから、そういうことをまず勉強すると、私だけがこういう不平なことを発言することにはならないと思っています。そういう社会が来ると良いと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。紋別はいかがでしょうか。

○加藤委員 紋別には農業もありますが、やはり漁業のまちです。漁業というと、漁師さんがいて基本的に男性です。同世代の若い人もたくさん漁師の後を継いでいるのですが、やはりそのしきたりというか、女の人を船に乗せないという風習があります。それはもう結構年配の人たちの時代だけなのかと思っていたら、それが息子や若い世代に引き継がれ、私と同じ世代くらいの人たちと普通に遊んでいたのに、いきなりなままってきて、演歌を聞くようになり、雰囲気まで変わってしまい、やはり船には男だけ、女は乗せないという部分が出てきます。そのためか、紋別はそんなに大きな市ではないので、例えば女性自身も、結婚するまでは働くとか、子どもが産まれたら辞めるとか、そういうことが普通になっていて、地元で長く働いている女性は本当に少なく、働いていてもある程度の年齢になったら辞めるということがあります。さらに、地元での女性の求人はパートなどしかなく、長く働けて自分の能力を磨けるような職種が、まちの規模からいっても圧倒的に少ないです。先程の方が言われた話にありましたが、(自分と)同世代の人たちとかが出世を望んでいないということも非常にあるなということが、自分のまちをちょっと考えて、大きく思ったところです。

○梶井会長 ありがとうございます。当審議会は、全道からいろいろな委員の方に来ていただいていますし、なんとといっても北海道は産業基盤がいろいろございまして、地域も多様性に富んでおりますので、それぞれの立場で男女平等参画をどのように進めるかということでも、ご意見が分かれるところもあると思いますが、今日は特に地方の皆様にご意見を伺ったところでございます。ありがとうございます。それでは、あとのご質問、ご意見よろしいでしょうか。

では、次の議題に進めさせていただきたいと思えます。「その他」で、事務局からありましたら。

○事務局(山中くらし安全推進課主任) 平成23年度の今後の審議会の日程について説明します。特に資料の添付はないのですが、現時点の予定では、第2回は10月、第3回は来年2月の予定で、今回の1回目を含めまして全部で3回、審議会を開催する予定にしております。次回10月の開催につきましては、また時期が近くなりましたら、皆様に、出席可能な日程をお伺いしまして、事前に取りまとめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後の審議会の内容としましては、参考資料1と2、第2次北海道男女平等参画基本計画の平成23年度の重点事項をとりまとめたものですが、こちらの推進状況をご報告いたします。

また、基本計画の平成24年度重点事項を審議する予定であります。参考資料の1と2は平成23年度のもので、今度は平成24年度に重点的に推し進める項目を審議する予定です。

次に、参考資料の3と4の説明ですが、北海道では、男女平等参画社会の実現を目指して、職場や地域、その他社会のあらゆる分野で活躍している個人や団体を表彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」という事業を実施しております。その候補者の選考につきまして、専門部会を設置したいと考えております。15名いらっしゃる委員の中から、5、6名の専門部会の委員を決めさせていただきまして、専門部会を11月頃に開催したいと考えております。その専門部会で、チャレンジ賞の候補者の選考をさせていただきたいと考えております。

最後に、現在、第2次北海道男女平等参画基本計画の、指標項目やデータの修正作業を進めておりますので、この内容について、また次回の審議会でご説明させていただきたいと考えております。

○事務局(長谷川男女平等参画担当課長) 審議会の進め方についてですが、今日は1回目ということで基本的な部分や説明事項が多くなりました。本日の説明の中で、条例や基本計画の柱立てや項目についてじっくり説明をし、皆様にはそれらを踏まえた上で資料をご覧いただければよりわかりやすかったことと、皆様の話聞いて思っておりました。皆様には、大変お手数ですが、基本計画にお目通しいただきまして、2回目審議会の前に、皆様方から重点事項に関するご意見、例えばこういうところを重点的に力を入れるべきというご意見を頂戴しますので、よろしくお願いいたします。その後、事務局で文書に集約させていただきまして、それをもって次の審議会の時に、まず「皆様のご意見」としてご紹介します。その後審議会の検討の中で、そのまま重点事項とするか、あるいは项目的に似ている部分があるので集約しようで

すとか、いろいろご議論いただきたいと思います。また、次回には、この基本計画の中の数値や施策の推進状況をまとめたものを報告することしております。

○**梶井会長** ありがとうございます。そうしますと、後日、皆様に意見を聞くというのは10月の前ということですか。

○**事務局（長谷川男女平等参画担当課長）** はい、10月前に予定しています。

○**梶井会長** 皆様にもう一回、資料をお目通しいただきたいと思います。さらに、ご質問はありますか。よろしいですか。重点的に取り組むべき課題についてのご意見を、是非活発に頂戴できればと思っております。それをまたベースにして、次回の会議で皆様とお話し合いをするという段取りになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、その他ということで、皆様方から何かご意見なりご質問なり、ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日は第1回目ということで、私も不慣れでつたない進行になりましたが、皆様のご協力をいただきまして、第1回目無事に終了いたします。ありがとうございます。またこれから、だんだん本題に入ってきますが、今後とも皆様のご協力をいただきたいと思います。

本日は暑い中どうもお疲れさまでございました。

3 閉会

○**事務局（長谷川男女平等参画担当課長）** 梶井会長、佐藤副会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。それでは、終了にあたりまして、くらし安全局長 平戸 から一言ご挨拶を申し上げます。

○**平戸局長** 本日はご出席をいただき、またいろいろご意見をいただきまして、まことにありがとうございました。今日は、委員改選後、第1回目の審議会ということで、私ども事務局からの説明ですとか、報告というものが主な議題となってしまいましたけれども、次回以降につきましては、平成24年度の重点事項の選定ですとか、様々なご議論をいただくという場になってくるかと思っております。

委員の皆様におかれましては、これからまたご多忙なこととは思いますが、こういったご議論に参加していただいて、この2年間ご協力をいただきながら、男女平等参画の施策を進めてまいりたいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○**事務局（長谷川男女平等参画担当課長）** それではこれをもちまして、平成23年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。本日は、ご出席をいただきまして、どうもありがとうございました。